



新風

広報版 12月号 111号

維新政党・新風本部

〒604-0912 京都市中京区二条通河原町東入京都書店会館2F
TEL (075) 256-1545 FAX (075) 241-2193

東京事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-7-5 麹町口イザルビル401号
TEL (03) 3263-7591 FAX (03) 3263-8790
<発行人> 魚谷哲央 <編集人> 藤木 隆
ホームページ http://www.shimpu.jp.org/
年間購読料 5,000円

平成15年党大会 盛会に開催される

七月夏参院選に全力を



の場を与えるためにも新風があと半歩前進するよう激励された。
その他、高橋季義関西防衛を支える会会長や衆議院選で土井たか子を見事打ち負かした大前繁男衆議院議員(兵庫県本部支持)も来賓としてご挨拶いただいた。
また、若泉征三衆議院議員(福井県本部推薦、党友)や西村眞悟衆議院議員(大阪本部推薦、党友)らから

維新政党・新風の平成十五年党大会が十一月十五日、兵庫県神戸市の兵庫県会館で開催され、全国の地方本部代議員や党員、党友、支持者ならびに講師団の諸先生など併せて約百五十名が参加した。
全国代議員総会には山根義則兵庫県本部幹事長の司会によって開会、小川雅昭副代表が議長に指示されて河原資和事務局員による本部活動報告に続き、各地方本部から様々な取り組みが報告された。活発な質疑の中でとくに憲法草案については、数ある改正試案のいづれもが戦後体制を是認したものであるのに対して、我が新風の草案は、この戦後体制を真つ向から否認したものであることが黒田秀高政策委員長によって強調された。



丹羽教授はまた、昭和初頭、高橋是清らが導入した国債を日銀に引き受けさせたこと、つまりケインズの政策を高く評価、このケインズの政策が導入されていれば、この二十三年に及び、第一の敗戦というべきわが国の悲惨な経済政策の失敗はなかったと述べられた。いわば、間違った風説の流布が繰り返され、わが国経済は悪化の一途をたどったという。その狙いはケインズ理論に基づいた財政政策の封じ込めであり、世論操作や思想謀略が絶え間なくなされている現状に警告を寄せられた。

さらに参院選に出馬する立候補予定者(比例区二名、選挙区八名)の紹介が江藤茂選対委員長から行われた(ただし神奈川、福岡は調整中)。
第二部の報告会では、国歌斉唱の後、奥野政昭兵庫県本部代表から開会の辞が述べられ、全国代議員総会の報告、党勢拡大に努めた北海道本部の表彰、兵庫県本部、岡田和典、東京都本部、太田康久の両人から決意表明が寄せられた。

祝電が寄せられた。
最後に登壇した魚谷哲央代表は、はじめに、拉致問題に当初より取り組んできた新風兵庫に感謝したい。七月の参院選に向け一丸となつて取り組まなければならない。一大政党化が喧伝されるが、決してそんなこととはしない。社共の没落は当然としても、中道左派、中道右派の右に、国体派である我々が位置を占めることになるし、またさうしななければならない。

この思想謀略の背景には、ひとつは大内兵衛氏に代表されるマルクス経済学の流れがあり、一時は昭和天皇にご進講する立場にまで上りつめた。しかしソ連邦の崩壊で影響力は低下した。崩壊はルーカスやフリードマンに代表される新古典派の存在であり、小泉首相や竹中金融相らが唱える、需要を増やしても生産は増えないし、雇用もよくなるな

記念講演



丹羽 春喜 先生

第二十回参議院選挙への取り組みを中心とした活動方針案が林田好文政策委員から提案され、活発な質疑の後、満場一致で採択された。
津村忠臣関西戦中派の会代表の発声による聖書の弥栄三唱、神野庄一近畿ブロック長の閉会の辞と続いたが、ここで拉致家族会の有本ご夫妻が到着、急遽こ



イラク戦争を機に反米を論ぶ者が多くなつて来た。話と云ふものは、大きく勇ましい方が面白いが、それだけに反米論が現実的な話とは到底考へにくい。我等は反米を云ふ前に、眼前の敵たる支那朝鮮にどう対処すべきかを考へるべきであらう。一党独裁政党が眼前に二国も存在し反日活動を活発化させているのだ。我国に欠けてゐるのは独立精神だが、独立は孤立を生むものではない。況してや反米親米を問ふものでもない。支那も朝鮮も米国も国家としては至極当然のことをしてゐるまでである。即時的即物的に捉へれば、支那朝鮮は明らかかな反日国家であり、米国は今も親日的な国家である。平然と拡張主義を貫く支那に相應の危機感を抱くなら、さう簡単に反米を口に出来ない筈だ。米国の戦後の占領政策が憎いと云ふ者もあるが、それは我が国の政治家が腑甲斐無かつたからであり、それを糾すことこそが我等の使命なのである。我等は国体に基づく理念を掲げつつ、堂々現実的対策を提示する政党であり、その意味で時折激しい論争に舞ひ上る運動団体とは異なる。党大会が無事終了し、参議院選挙に全力集中するこの時期、戦後問題とは我等自身の問題であることを訴へつつ、運動団体の動きを政党票として収斂させて行きたいものだ。

民族の自覚と教養ある者こそが
真の国際人となり得る

洛風書房通信

書籍販売目録・隔月刊(年1,000円)
御希望の方は下記へお振込下さい
(郵便)01010-0-7221 洛風書房
TEL(075)241-3849 FAX(075)241-2193

新風驟雨

新風ニユース

平成十六年七月参院選まで六ヶ月

参院選候補者集合

先の大大会に参院選候補者十名の内六名(中谷・魚谷・哲央(党代表)・中武・賢臣(党青年部長)一名は未定)が出席した。(写真左より魚谷……平田)。



選挙区(八名)
北海道・千代 信人
(北海道本部幹事長)
神奈川県・未定
東京都・松村 久義
(東京都本部代表)
愛知県・林田 好文
(本部政策委員)
大阪府・中谷 隆一
(大阪府本部事務局長)
和歌山県・関 佳哉
(和歌山県本部代表)
山口県・平田 誠一郎

総選挙結果

福岡県・未定 (本部国際部長)
福井県本部推薦 若泉 征三氏(党友・新人)
大阪府本部推薦 西村 慎吾氏(党友)
兵庫県本部支持 大前 繁雄氏(新人)
去る十一月九日投票の総選挙においては右記の如く、わが党推薦・支持の三名が晴れて当選を果たした。今後の御活躍に期待します。

天鳥船

第三号発売中

新風の機関誌「天鳥船」の第三号が大大会に間に合せて発行された。二号発行から大巾に時間が空いてしまっただが、「維新」をテーマとした三論文が掲載されている。定価五〇〇円(別二冊以上御注文の場合は無料)、申込みは本部事務局まで。

新風行進曲 カセットテープ 発売中

香川県の党員・金森白峰氏は作詞家かねてから色々な歌曲を作詞されてをられますが、この度『新風行進曲』を制作して下さいましたので、御希望の方に頒布します。カセットテープ一本別で千円です。本部事務局までお申込み下さい。

新風行進曲
作詞・金森 白峰
作曲・佐義 達雄
唄・山下 稔晃

党大会が終り、いよいよ参議院選挙

総選挙結果を踏まえて 維新政党・新風代表 魚谷哲央

平成十五年党大会が十一月十五日に無事終了して、十二月から愈々平成十六年の活動が始まった。年は参院選挙の年であり、わが維新政党・新風は三度目の挑戦を行ふ。そして、前回の得票を大幅に上回る結果を得て政党要件獲得に肉迫する方針であることは、党大会で承認された平成十六年活動方針に明らかにされてある。切、党大会直前の総選挙の結果、社民党・共産党が大幅に衰退したことは時代思潮として当然であらうが、マスコミが持て囃す自民党・民主党の

二大政党時代の到来は、さう簡単に描ける図式ではないであらう。政権公約を掲げて戦ふ国政選挙の在り方は、政治としては当然であり、今回の総選挙がその意味で外観的には従来より進歩したことは評価されることであらう。しかし、自民・民主両党の内実はとも近代政党とは言へず、選挙互助会としての保身政治から脱してておかないことも歴然たる事実である。

総選挙後、保守新党が自民党に吸収され、社民党が解体の瀬戸際にあり、今後も政界再編が必至である。自民・民主両党

当然その渦中に巻き込まれざるを得ないであらう。そして、近い将来予想される政治勢力図は、自民・民主両党が再編されて、最左翼・共産党・中道左派(民主党の半分+自民党の半分と単独・公明党)・中道右派(民主党の半分+自民党の半分)の国体維新派、といふ四極構成になるのではなからうか。といふよりもわが党が一極に位置しなければならぬのである。国体維新派とは言ふまでもなく、国体の護持と正統なる国家意志の再確立を明らかにする維新政党・新風を核とした勢力であり、自民・民主両党

からも同調者があり得るであらう。新たな合流勢力として維新政党・新風といふ党名のままであるかどうかは別として、当面、わが党がその魁として勢力確立のための苦闘を一身に背負って行かなければならぬのだ。来年の参院選は、そのために重要な選挙戦であり、あと半年を全党挙げて可能な限り疾走して行かなくてはならない。信じて念じて、今少し辛い程度の努力を党活動に献げることが、わが祖国日本再建への直結道である。

魚谷代表 行動日誌

平成十五年 四月～七月

四月五日(土) 靖国神社正式参拝、黒田政策委員長同行。
四月十一日(土) 福岡市、森三十郎先生米寿祝賀会出席。
四月十七日(木) 東京、勝手連訪問。
四月十六日(金) 京都、神戸市議選出馬の岡田和典氏来。
四月十九日(土) 京都、本部役員会(西)。
四月二十二日(火) 京都、本部役員会(東)他諸事。
四月二十三・二十四日(水・木) 京都、政策委員会憲法・政治制度部会。
四月二十六日(土) 東京、東京都本部幹事会出席。
四月二十九日(火) 静岡市、諸事。
五月四日(日) 京都、宮城県議・百足健一氏来。
五月六・七日(火・水) 東京、諸事。
五月十四日(水) 京都、HP班会議。
五月十七日(土) 福島県三春町、福島県本部勉強会(ゲスト)本部顧問・滝沢幸助先生出席。
五月二十一日(水) 福岡市、福岡県本部・馬場能久副代表と懇談HP班伊藤洋也班長同行。
五月二十二日(金) 東京、諸事。
五月二十五日(日) 和歌山市、和歌山県本部総会出席(近畿B担当・吉川誠組織委員同行)。
五月二十六日(月) 山口県下関市、諸事。
五月二十九日(木) 京都、京都府本部ゲスト懇談会(ゲスト)京の歴史ウオーキング事務局・中井輝明氏。
六月六・七日(金・土) 東京、はなの会(東京)準)国語問題協議会出席。
六月八日(日)

党章バッジを胸につけよう



頒布中の党章バッジが好評です。つけ変へるのが面倒ならば一服に一ツづつ購入してみてもいいです。各地方本部事務局でも頒布してありますが、本部事務局へ申込みをして貰っても可。本部頒布価格共一個千円です。

台湾訪問 団員募集中

左記の日程で台湾正名運動の中核の方々の交流のため訪台します。三月二十日の台湾総統選挙の直前ですので、独立派の熱気を受けて参院選への一助にもなればと思ひもあります。参加希望の方は本部事務局までガキ・FAXでお申込み下さい。

平成十六年二月六・七八日
出発・成田と関空から費用・約七万円
パスポート必要
申込切十二月末

参院選資金積立のお願い

来年に予定されてをります参議院選挙に、維新政党・新風は三回目の挑戦を行います。三度目の正直で、何とか政党要件獲得を射程に入れられる様な結果を残して、政党としての認知度を向上させたく考へてをります。既に本部としても選挙資金の積立を昨年から行つてをりますが、党员党友賛助者の皆様方にもぜひ資金的御支援を賜りたく茲にお願い申し上げます次第です。

【参議院選挙資金積立金】
平成十五年分
一口・一万円(何口でも可)
郵便振替口座
〇〇九二〇九三〇九七八七
銀行口座
京都信用金庫河原町支店
〇七九五九七八
維新政党・新風本部財務委員会

京都、はなの会(京都)準)出席。
六月十日(火) 福岡県北九州市、諸事。
六月十一日(水) 鹿児島市、二水会ゲスト出席。
六月十四日(土) 京都、京都府本部躍進の集い。
六月十五日(日) 兵庫県姫路市、兵庫県本部・知つて下さい研修会出席。
六月十八日(水) 東京、台湾建国独立聯盟・宗像隆幸先生訪問他、諸事。
六月二十一日(土) 京都、本部組織委員会。
六月二十二日(日) 山口県小郡町、山口県本部・知つて下さい研修会出席。(中国B担当・石原倫理組織委員、中島剛研修部長同行)。
六月二十四・二十五日(火・水) 東京、国際部勉強会(ゲスト)・宗像隆幸先生(他)諸事。
七月九・十日(水・木) 埼玉県大宮市、前大宮市議・杉崎智介氏、評論家・中矢伸一氏と懇談。東京、諸事。
七月十三日(日) 兵庫県芦屋市、神政神竜会矢野憲太郎先生慰霊顕彰祭出席。
七月十五日(火) 東京、諸事。
七月十七日(木) 京都、茨城県山方町長三次真一郎氏一行来。
七月二十日(日) 京都、講師団・小森義峯先生小森会、小滝透先生出版記念会出席。
七月二十六・二十七日(土・日) 京都、全国政策研究会。はなの会(京都)準)出席。
七月三十一日(木) 京都、京都府本部ゲスト懇談会(ゲスト)一級建築士・上杉裕志氏)。

『憲法』政策方針

維新新党・新風本部政策委員会
平成十五年十一月改訂

【現行憲法の性格】

現行憲法は、大東亜戦争敗戦による連合軍の占領期間中、占領軍の威圧の下で明らかに押しつけられた米國憲法である。改正手続は、国会に上程して天皇の裁可を戴いた上での発布といふことにはなつてゐるが、国民の目を欺く言論統制によつて全く選択肢のない状況の中に止むなく成立せしめられた憲法であるといふ事実は、既に内外の研究調査によつて確定されてゐる。

占領期間中に被占領國の憲法を改正することは、ハーグ陸戦条現四三三條や大西洋憲章三條によつて禁じられてをり、ポツダム宣言十二項において「國民の自由を表明せる意思」によつて最終政治形態が決定されるとあり、その定めにも違反してゐる。

獨立國の憲法制定における第一義は、國家・國民の主體的意志によつて制定されなければならぬ、といふ成立經過にある。この点において現行憲法はわが國の主體的國家意志が蹂躪された、まさに占領憲法と稱せざるを得ないものである。

次に、現行憲法の内容であるが、前文に始まる條項の特長として、平和主義、人權主義、民主主義の三點が一般的に上げられてゐる。しかしそれ

争をもたらした経緯が存した事實を理解する必要がある。

この度わが党が呈示する改正案は、あくまでも悠久なる國史の道統に則り、その中でわが國が如何にあるべきかを思考した結果としてである。而して改正案の要諦は、國體と政體とを明確に峻別したところにある。前記した如く、帝國憲法においては國體と政體との規定が不明瞭であつたことにより、法理上の混乱を招かざるを得なかつたが、わが党はこの点を充分に留意した上で改正案を作成した次第である。

改めて断るまでもなく、國體は決して明治以降の壞後の新しい秩序にむけての模索の中で、漸く憲法改正の議題が上がつてきたのは必然的な過程と見られるが、かうした動きは所詮占領基本法の枠内で行はれてゐるに過ぎないことを指摘すべきであらう。更に今日における政治・經濟・教育等々の諸問題は、この占領基本法がもたらした制度としての戦後体制の弊害であるのを深く認識しなければならず、そのためにわが國としての正常な國體を速やかに回復することが何よりも急務とされるのである。

わが党は、先づ帝國憲法の復権を為すことが正當と考へるが、ただ戦前に対する反省及び現今における情勢の変化の中で、これをより良く改正して、わが國の最高法規とすることを受當としてゐる。そこで帝國憲法を鑑みるに、當時の状況からして國體法と政體法とが渾然としてをり、法理上の論

と説くところである。そこで現在の状況を勘案して、政體としての最高法規である、日本國憲法を定め、これを明示した近代における政體としての性格は、五箇條の御誓文に依つて公布され給ふ公議輿論に基づく公議政體であり、新しい「日本國憲法」案はこの事實を再確認すると共に、内容を一層充實せしめることを目的としてゐる。

「國體憲章」と「日本國憲法」とが相俟つて、わが國伝統の君民共治の具現化としての法體系が完備されるのである。即ち不易なる理念としての「國體憲章」に基づいて、可變的な制度である「日本國憲法」の運用が潤滑に行はれ、國の秩序が整ふことになるのである。

わが党は、占領体制の延長戦としての戦後体制を速やかに克服し、以て本然のわが國を回復するために、帝國憲法の復元改正を基調とした「國體憲章」及び「日本國憲法」を制定することを強く提唱するものである。而してこれによつて主權國家日本の國益が恢弘され得ると考へてゐる。

例へば律令政體、幕府政體とある様に、時勢の状況に依つての政治として法の復権を意味する。それは正しく伊藤博文が「帝國憲法義解」において、法ハ社会ノ必要ニ調熟シテ、其ノ効用ヲ為ス者ナリ、故ニ國體ノ大綱八万世ニ亘リ永遠恒久ニシテ、移動スヘカラスト雖、政制ノ節目八世運ト俱ニ事宜ヲ酌量シテ、之ヲ變通スルハ亦已ムヘカラス」必要タラスムハアラス」

復した時点において、斯かる占領基本法は当然失効したはずであるのにさうした手続を怠つたがために、占領体制がそのまま戦後体制へと継続してしまつたところに、今日の諸問題が惹起されてゐるのである。

わが党は、戦後の歪んだ状況を打開するために、主權國家としての正當なる國體の回復を必須と考へるが、その方策は悠久の國史の道統に則つて為されなければならぬ。而して國體回復に際して、最も緊要となるのが、先帝陛下の終戦の詔である。即ちこの詔で一番大事なのは、「國體ヲ護持シ得テ」と言はれた畏き大御心である。私たちはかうした非常に有難い大御心を拝し奉りて、今日の政體を考へることが肝要となる。

装し、國際法違反の占領基本法を憲法と稱して強制したやうな異常事態を予測され給ふての、斯くの如き深い思召しであらせられたと拝察し奉る所である。

現今の状況は、このやうな先帝陛下の思召しを全く考慮せず、ただ情勢論としての私擬憲法を論つてゐるに過ぎないと見られよう。わが國の國體は欽定であることが何よりも大前提となつてゐる。即ちこの詔で一番大事なのは、「國體ヲ護持シ得テ」と言はれた畏き大御心である。私たちはかうした非常に有難い大御心を拝し奉りて、今日の政體を考へることが肝要となる。

そこで先づわが國の政體が改変するに際しては、全て詔に依つてゐるといふ歴史事實を認識する必要がある。例へば、大化改正の詔は周知のことであるが、これに依つて政體が定まり、後の律令制度への道が開かれた大きな意義が存してゐる。更に明治維新に際しての王政復古の大号令は余りに有名であるが、同時に王政復古の詔を宣り給ふてゐる事實を理解しなければならぬ。

かうした歴史認識に基づいて、現在における國體の回復を考へた場合、終戦の詔に示し給はれた「堪へ難キヲ堪へ忍ビ難キヲ忍ビ」との思召しを、私たちは第一に念頭に置くべきである。即ち占領軍が、軍隊の無条件降伏を政府の無条件降伏と

掲げて来たが、祖國とは文字通り悠かなる代々の父祖たちから伝へられたものである。昭和二十年八月十五日、先帝陛下の終戦の詔を拝し奉り、「堪へ難キヲ堪へ忍ビ難キヲ忍ビ」んで来たが、この詔の畏き御精神を時の当路者たちは蔑るにして、國體の回復を怠つてゐたのが実情である。今こそ私たちが國史の道統に則つて、法理に從ひ、國體正常化にむけて邁進すべき秋であるのを強く自覚せざるを得ない。

改めて略述すれば、わが党は帝國憲法復元改正論を基本的主張とする。帝國憲法復元改正の論拠は、先に述べた様に現行憲法制定過程における問題点から現行憲法の失効論に立つことにある。しかし、現行憲法が五十余年も実態として機能して來てゐることも事實であり、現実の國民生活に大きな断絶を生じせしめないことが大切である。従つて、わが黨の復元改正論は、わが國憲法の正統性を回復するための手続論の側面が強い。即ち、その手続とは、予め政府を作成しておき、国会において憲法改正のための議案上程を行ひ、現行憲法の失効と帝國憲法の復元を宣し、直ちに陛下への上奏によつて詔を拝戴し、その後、作成しておいた帝國憲法改正案を議決するものである。この手続を経ることによつて、憲法改正による時間的空白を無くし、現行憲法制定過程の不正義を正すと同時に、欽定憲法としての性格も充足すること

ができる。そして、過去における現行憲法下での法判断は特定の期間には有効とされるが、その後は徐々に新しい法判断に変更される。これらの改正の方法は、我々が多数を占める政權の立場にあつて初めて可能な方策である。しかし、現行憲法は改正が極めて困難な規定を有する憲法であり、その困難を打開する策として失効論の主張が改めて注目される可能性は大きく、そのための世論の喚起や改憲勢力の創出が必要であり、我々の政治勢力の増大が根本的な前提となる。

【改正の内容】 わが黨が制定を目指す憲法は、建國の理想に発する精神的・道德的伝統をわが國の國體として成文化した國體法と、その國體に基づいて統治權力の組織や権限を定める政體法とによつて構成される。その意図するところは、革命でも起きない限り國體法は不磨の大典とし、政體法は時代の変遷の中で改正を容易なものとするところにある。

政體法については、わが國の政體は元々立憲君主制であり、ここに君民共治としての議會制民主主義であることを前提とし、国会・内閣や國軍のあり方及び國民の權利・義務、財政制度や地方制度など、國家運営の基本を定める内容とする。昨今の各種憲法試案は、政策レベルの考へを憲法條項として入れる傾向が強いのが特徴であるが、わが黨の試案はそれを排してゐる。憲法試案は別紙の如くとする。

【改正の指針】 現在の日本國憲法なる

【改正の方法】 わが黨が主張する國體の復権に關して、現憲法の改正案に拘束される謂は全くない。繰り返すこととなるが、現行の憲法と稱される成文法は、あくまでも占領基本法乃至「堪へ難キヲ堪へ忍ビ難キヲ忍ビ」との思召しを、私たちは第一に念頭に置くべきである。即ち占領軍が、軍隊の無条件降伏を政府の無条件降伏と

掲げて来たが、祖國とは文字通り悠かなる代々の父祖たちから伝へられたものである。昭和二十年八月十五日、先帝陛下の終戦の詔を拝し奉り、「堪へ難キヲ堪へ忍ビ難キヲ忍ビ」んで来たが、この詔の畏き御精神を時の当路者たちは蔑るにして、國體の回復を怠つてゐたのが実情である。今こそ私たちが國史の道統に則つて、法理に從ひ、國體正常化にむけて邁進すべき秋であるのを強く自覚せざるを得ない。

改めて略述すれば、わが党は帝國憲法復元改正論を基本的主張とする。帝國憲法復元改正の論拠は、先に述べた様に現行憲法制定過程における問題点から現行憲法の失効論に立つことにある。しかし、現行憲法が五十余年も実態として機能して來てゐることも事實であり、現実の國民生活に大きな断絶を生じせしめないことが大切である。従つて、わが黨の復元改正論は、わが國憲法の正統性を回復するための手続論の側面が強い。即ち、その手続とは、予め政府を作成しておき、国会において憲法改正のための議案上程を行ひ、現行憲法の失効と帝國憲法の復元を宣し、直ちに陛下への上奏によつて詔を拝戴し、その後、作成しておいた帝國憲法改正案を議決するものである。この手続を経ることによつて、憲法改正による時間的空白を無くし、現行憲法制定過程の不正義を正すと同時に、欽定憲法としての性格も充足すること

【改正の内容】 わが黨が制定を目指す憲法は、建國の理想に発する精神的・道德的伝統をわが國の國體として成文化した國體法と、その國體に基づいて統治權力の組織や権限を定める政體法とによつて構成される。その意図するところは、革命でも起きない限り國體法は不磨の大典とし、政體法は時代の変遷の中で改正を容易なものとするところにある。

政體法については、わが國の政體は元々立憲君主制であり、ここに君民共治としての議會制民主主義であることを前提とし、国会・内閣や國軍のあり方及び國民の權利・義務、財政制度や地方制度など、國家運営の基本を定める内容とする。昨今の各種憲法試案は、政策レベルの考へを憲法條項として入れる傾向が強いのが特徴であるが、わが黨の試案はそれを排してゐる。憲法試案は別紙の如くとする。

【改正の指針】 現在の日本國憲法なる

【改正の方法】 わが黨が主張する國體の復権に關して、現憲法の改正案に拘束される謂は全くない。繰り返すこととなるが、現行の憲法と稱される成文法は、あくまでも占領基本法乃至「堪へ難キヲ堪へ忍ビ難キヲ忍ビ」との思召しを、私たちは第一に念頭に置くべきである。即ち占領軍が、軍隊の無条件降伏を政府の無条件降伏と

掲げて来たが、祖國とは文字通り悠かなる代々の父祖たちから伝へられたものである。昭和二十年八月十五日、先帝陛下の終戦の詔を拝し奉り、「堪へ難キヲ堪へ忍ビ難キヲ忍ビ」んで来たが、この詔の畏き御精神を時の当路者たちは蔑るにして、國體の回復を怠つてゐたのが実情である。今こそ私たちが國史の道統に則つて、法理に從ひ、國體正常化にむけて邁進すべき秋であるのを強く自覚せざるを得ない。

改めて略述すれば、わが党は帝國憲法復元改正論を基本的主張とする。帝國憲法復元改正の論拠は、先に述べた様に現行憲法制定過程における問題点から現行憲法の失効論に立つことにある。しかし、現行憲法が五十余年も実態として機能して來てゐることも事實であり、現実の國民生活に大きな断絶を生じせしめないことが大切である。従つて、わが黨の復元改正論は、わが國憲法の正統性を回復するための手続論の側面が強い。即ち、その手続とは、予め政府を作成しておき、国会において憲法改正のための議案上程を行ひ、現行憲法の失効と帝國憲法の復元を宣し、直ちに陛下への上奏によつて詔を拝戴し、その後、作成しておいた帝國憲法改正案を議決するものである。この手続を経ることによつて、憲法改正による時間的空白を無くし、現行憲法制定過程の不正義を正すと同時に、欽定憲法としての性格も充足すること

【改正の内容】 わが黨が制定を目指す憲法は、建國の理想に発する精神的・道德的伝統をわが國の國體として成文化した國體法と、その國體に基づいて統治權力の組織や権限を定める政體法とによつて構成される。その意図するところは、革命でも起きない限り國體法は不磨の大典とし、政體法は時代の変遷の中で改正を容易なものとするところにある。